

千葉市地球温暖化対策実行計画策定に係る基礎調査業務委託仕様書

1 目的

国では、2030年度に温室効果ガスを2013年度比46%削減すると表明し、このことを踏まえた地球温暖化対策計画の改定が閣議決定された。また、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、第21条第3項に基づき、実行計画に地域の再エネを活用した脱炭素化の施策やその実施に関する目標等を追加することとされたところである。

本市では、千葉市地球温暖化対策実行計画や千葉市再生可能エネルギー等導入計画を改定し、それぞれの計画に沿った施策を実行しており、更に、令和2年11月に千葉市気候危機行動宣言を公表し、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを宣言したところである。

これら国の動向、社会情勢の変化及び直近の市の状況を反映させ、千葉市再生可能エネルギー等導入計画及び適応策に関する内容を統合した新たな地球温暖化対策実行計画策定作業を令和4年度に行うための基礎調査を本業務の目的とする。

2 委託名

千葉市地球温暖化対策実行計画策定に係る基礎調査業務委託

3 委託期間

本契約の委託期間は、契約締結の翌日から令和4年3月31日（木曜日）までとする。

4 委託業務

本業務に関わる業務内容は、以下のとおりとする。

(1) 基礎情報の収集・整理・分析

- ア 脱炭素化に関する国内外の動向調査、国の計画（地球温暖化対策計画、気候変動の影響への適応計画、エネルギー基本計画等）・他都市の計画等に関するデータの収集・整理・分析
- イ 本市における人口・産業特性などの社会環境及び気候・森林などの自然環境に関するデータの収集・整理・分析

(2) 将来推計・削減シナリオの作成

ア 市域内の温室効果ガス排出量の将来推計（現状趨勢ケース（BAU））

市の地域特性等を元にした、市域内における2030年度、2050年度の温室効果ガス排出量における現状趨勢ケース（BAU）の将来推計

なお、推計手法は、本業務受託後に市が提供する市域内の温室効果ガス排出量の算定ファイル、前回改定時の推計手法、及び「区域施策編マニュアル」の手法を参考としつつ、市と協議の上、決定すること。

<留意事項>

- ・温室効果ガスは、二酸化炭素（エネルギー起源・非エネルギー起源）、メタン、一酸化二窒素、六フッ化硫黄、三フッ化窒素に区分する。
- ・エネルギー起源二酸化炭素については、産業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門、エネルギー転換部門に区分すること。

イ 削減シナリオの作成

(ア) 二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けた 2050 年のあるべき姿の提示

(イ) 上記の 2050 年のあるべき姿に向けた削減シナリオの作成（本市の現状、削減ポテンシャル、温室効果ガス排出量・エネルギー消費量の将来推計、本市の地域特性等を考慮したものとする
こと。）

5 指示監督

- (1) 受注者は、本業務の遂行にあたっては契約書、仕様書、その他発注者の指示に従うとともに、常に発注者と密接なる連絡を取りながら作業を実施しなければならない。
- (2) 受注者は契約締結後、14 日以内（契約書第 3 条）に作業計画書を提出し、発注者の承認を受けるものとする。
- (3) 他の自治体の協力が必要な場合には、受注者は事前に発注者に連絡をするとともに、発注者の指示に従って作業を実施しなければならない。

6 資料の貸与

- (1) 発注者が所管する資料について、受注者から本業務の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、発注者の判断において貸与するものとする。
- (2) 貸与を受ける受注者は、貸与前に貸与資料の目録を作成することとし、業務完了後に全貸与資料を返納しなければならない。

7 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た内容、情報等を他に漏らしてはならない。

8 検査等

受注者は、発注者の検査を受け、検査合格を得て業務完了とする。

9 疑義の解釈

本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのないときは、発注者と受注者とで協議し決定するものとする。

10 成果品

委託業務に伴う成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 委託内容全般に係る調査業務報告書（A 4 簡易製本） 3 部
- (2) 調査資料 1 式
- (3) 上記（1）、（2）の電子データ 1 式
- (4) その他委託者が指示するもの

なお、これらの成果品はすべて発注者に帰属し、受注者が公表・使用することは認めない。